

# ゆめが丘地区住民自治協議会規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、安全で健康的な住みよいゆめが丘地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を、ゆめが丘地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市ゆめが丘六丁目6番地 ゆめが丘地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、ゆめが丘地域内とする。ただし、他地区の住民自治協議会と協力、連携して活動する場合は、この限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育文化福祉交流活動
- (2) スポーツ健康活動
- (3) 生活環境活動
- (4) 広報総務活動
- (5) その他役員会で決定した目的達成のために必要な事業

## 第2章 組 織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゆめが丘地域に居住する住民
- (2) ゆめが丘地域に住所地を置く事業所
- (3) ゆめが丘の住民で活動する自治会及び団体
- (4) その他協議会会長及び各自治会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会 計	1名
会計補佐	1名
書 記	1名
監 事	2名

- 2 会長・副会長・会計・書記・監事・事務局長を役員とする。
- 3 役員の外に各丁から選出された理事をおく。
- 4 理事は、総会及び定例会に出席し、協議会の運営に携わる。
- 5 会長、副会長、監事及び理事は、総会において選出する。
- 6 会計、書記及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 書記は、会長が招集した会議について議事録を作成し、その文書の保管、管理を行う。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会において監査報告を行う。
- 7 事務局長は、協議会の事務を統括する。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、5年を超えることはできない。

- 2 補欠より選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、総会において同意された場合は、任期を2年とすることができる。

### 第3章 会 議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、定例会及び各委員会（以下「会議」という。）とする。

(会議の開催及び運営)

- 第11条 会議は、過半数以上の役員又は理事の出席がなければ開催することができない。
- 2 会議を開催する場合は、開催日時、場所及び議題について事前に周知することを原則とする。
  - 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は副会長の決するところによる。
  - 4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない役員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。なお、この場合において、議案第1号、議案第3号、第17条及び第18条の規定の適用については、その役員及び理事は、出席したものとみなす。

(総会)

- 第12条 総会は、役員及び理事をもって構成する。
- 2 総会は、年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員及び理事の3分の1以上の請求があった場合に、臨時総会を開催することができる。
  - 3 総会は、会長が招集する。
  - 4 総会の議長は、副会長の中から総会において選出する。
  - 5 総会は、次の事項を決定する。
    - (1) 地域まちづくり計画
    - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
    - (3) 会長、副会長、監事及び理事の選出
    - (4) 会計、書記及び事務局長の任命同意
    - (5) その他重要事項に関すること。

(定例会)

- 第13条 定例会は、役員及び理事で構成し、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議、決定する。
- 2 定例会は、毎月1回開催することを原則とし、会長が招集する。
  - 3 定例会の議長は、定例会において定めた副会長が行う。
  - 4 会長は、必要があると認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

- 第14条 総会及び役員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、協議会に委員会を置く。
- 2 委員会の委員は、会長を除く役員のほか、各自治会から推薦された者及び公募住民により構成する。
  - 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 4 委員会は、次の4つの委員会とする。
  - (1) 教育文化福祉交流委員会
  - (2) スポーツ健康委員会
  - (3) 生活環境委員会
  - (4) 広報総務委員会
- 5 各委員会に委員長を置き、委員の中から選出する。
- 6 委員長は、それぞれの委員会を代表し、会務を統括する。
- 7 委員会の会議は、各委員長が招集する。ただし、委員会の全体会議は、会長が招集するものとする。

## 第4章 財 務

(会計)

- 第15条 協議会の運営等に要する経費は、会費、交付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会費は、一世帯（一事業所、一団体等）当たり年額1,500円とする。
  - 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員報酬額)

- 第16条 役員報酬額は、協議会の予算に定めた範囲内で、定例会において決定する。

## 第5章 その他

(規約の変更)

- 第17条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散及び役員解任)

- 第18条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。
- 2 役員は、刑事事件で起訴された場合又は他の役員4分の3以上の者から不信任案が提出された場合は、解任されるものとする。

(規則等への委任)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定例

会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成18年1月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年度の総会において議決されたときから施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 第9条第1項ただし書きの規定は、令和3年度の総会において選出及び任命された役員から適用する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。